

つくば市PTA連絡協議会
平成29年度会長 高野 佳明 様

つくば市長 五十嵐 立 青

御要望へのお答え

(件名)
平成29年度教育環境および学校施設・設備等に関する要望書

(お答え)
貴協議会におかれましては、平素より当市の教育行政の推進に多大な御理解と並々ならぬ御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度は、回答に長いお時間をいただくこととなり、誠に恐縮でございますが、先般御提示いただいた平成29年度の御要望書につきまして、次のとおりお答え申し上げます。

【要望1】より一層の教育環境等の整備に関して全校均一的な推進並びに必要な予算確保

【回答】

市としましては、市内各学校の教育環境等の充実化を図るにあたり、中心部と周辺部で偏りなく、教育機会の均一化を念頭にさまざまな取組みを推進しており、ハード・ソフト両面から教育環境の整備を図るための予算確保に努力しているところ です。

各学園及び学校からの御要望に対しては、別紙により個別に回答いたしますが、以下に取組みの概要についてお答え申し上げます。

- ・学校施設の修繕等については、各学校からの要望を踏まえ、計画的に進めていきます。 【担当課：教育施設課】
- ・通学路の安全については、関係機関と連携し、要望事項の検討及び危険箇所等の改善を進めていきます。 【担当課：学務課】
- ・ICT機器の充実化については、各学校のICT機器の利用状況を正確に把握しながら、それをもとに対応していきます。 【担当部署：総合教育研究所】
- ・教職員の過労対策については、平成29年12月26日に示された「学校における働き方改革に関する緊急対策」の内容を検討し、対応できるところから着手していく

予定です。

【担当課：教育指導課】

- ・司書教諭の増員については、平成30年度は、各小学校への配置日数を増加いたします。
【担当課：教育指導課】
- ・個々の子どもの心に寄り添う教育支援のため、各学校における教育相談対応の強化を図っており、平成30年度はスクールカウンセラーが1名増員となりました。今後も拡充、増員等について検討してまいります。
【担当課：教育指導課】
- ・特別支援教育支援員は、平成29年度に引き続いて30年度も増員し、新設校である学園の森義務教育学校・みどりの義務教育学校・秀峰筑波義務教育学校を含め、市内45校それぞれの実情に応じ、適切な配置ができるよう調整してまいります。
【担当課：特別支援教育推進室】
- ・専門教育の充実については、平成30年度も29年度と同様に出前レクチャーを進めていく予定です。また、30年度はAETの配置数を増員いたしております。
【担当課：教育指導課】

【要望2】

市内各学園並びに単位PTAの要望事項に関する迅速な対応

【回答】

各学園及び単位PTAからいただいた御要望事項等につきましては、できる限り迅速な対応に努めます。

しかしながら、対応にあたり新たな予算の確保が必要な場合や、慎重な検討を要する場合、また、市単独では対応ができない場合や、他校の要望等と比較して優先順位が高くないと判断された場合等は、対応できる状況に至るまでに長い時間を要するものや、中には対応が難しいものもあり得ることは御理解願います。

いずれにいたしましても、いただいた御要望には、できるだけ速やかに回答を申し上げるとともに、庁内の関係部署間で速やかに情報共有し、それぞれの御要望にどのような対応が可能であるかの検討・調整を図ってまいります。

【要望3】

いじめや不登校、有害サイト被害等に関する対策の連携及び支援

【回答】

いじめや不登校、有害サイト被害等に関する対策につきましては、教育局といたしましても喫緊の課題として捉えており、各学園や学校はもとより、関係機関との連携強化に努めているところです。

まず、いじめについては、教育課題の中でも最優先事項として認識しております。いじめはどの学校にも起こるという前提の下、「いじめを生まない」という未然防止の取組と、「いじめの芽を摘む」という早期発見・早期対応の取組を推進できるように、研修会等を通して教職員の意識を高めております。

また、教育局内の教育相談センターが、市内全学校に対して年2回のいじめアンケート調査を行うほか、各学校においても独自のアンケート調査等を随時実施して

おり、疑わしい事案は積極的に取り上げて、担任を中心に教育相談を実施する等の対応をしているところです。

また、身近な人に相談ができない児童生徒もいることから、教育相談センター内に電話相談窓口を設置し、電話番号を記したカードを配布して、いつでも匿名で相談ができる仕組みを設けているほか、茨城県のいじめ・体罰解消サポートセンターと連携し、5・6・7年生を対象に案内チラシや携帯用カードを配布して相談できる環境を増やすとともに、関連する情報の収集にも努めておりますが、御家庭においても、保護者の方々の目でお子様の日々の様子を観察していただくとともに、何らかの異変等が認められる場合は、早急に学校や関係機関等へ御連絡いただければ幸いです。

不登校の未然防止にも取り組んでおり、いじめ対応と同様に、教職員向けに児童生徒を理解するための研修を実施しております。また、全ての中学校・義務教育学校に学校生活サポーターを配置するとともに、スクールカウンセラーを定期的に配置して児童生徒の精神的サポートを行い、各学校からの毎月の不登校援助指導報告により、各校の不登校児童生徒の実態や、学校の援助指導状況の把握を行っております。

最後に、有害サイト被害等に関する対策のため、学校警察連絡協議会等の組織機能をより充実させ、警察との連携を強化し、その被害等の情報共有に努めております。スマートフォンやゲーム機等の使用がきっかけとなるトラブルを防ぐには、家庭内でスマートフォン等の使用についての約束事を決めたり話し合いの機会を持つなど、保護者の皆様に御協力いただくことが大変重要です。既に学校を通して配付させていただいておりますが、県教育委員会からの家庭向け資料等を有効活用していただきますとともに、その協力体制づくりに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、PTA及び保護者の皆様と手を携え、御協力いただきながら、より良い教育環境の整備に努めてまいりたいと存じます。

※各学園及び単位PTAから御提示いただいた御要望事項につきましては、別紙により学園・学校ごとに回答させていただきます。

お問合せ先

- ・ 要望1：教育総務課
 - ・ 要望2：広聴室、教育総務課
 - ・ 要望3：教育指導課
- 電話：029(883)1111(代)